

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

平成二十六年三月二十七日

三重県条例第六号

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布します。

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下この条及び次条において「法」という。）第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針（次条において「地方いじめ防止基本方針」という。）に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次条及び第四条において「いじめの防止等」という。）に関する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、三重県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体が地方いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を適切に実施するため、次に掲げる事務を行う。

- 一 県内の学校（法第二条第二項に規定する学校をいう。）におけるいじめの現状の情報の共有及び分析
- 二 前号のいじめの現状の情報の共有及び分析を踏まえたいじめの防止等に関する情報の交換及び研究
- 三 前二号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要と認める事務

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市町との連携)

第七条 協議会の活動は、市町（市町の組合を含む。）の教育委員会との連携に留意しなければならない。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。